

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

高額療養費制度とは、

ひと月に支払う医療費が高額になった場合に、お支払いいただく額を、決められた上限額までにとどめる制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで			平成29年8月から※1		
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	標準報酬月額 28万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※3>	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円 ※3>
	課税所得 145万円以上の方				
一般	標準報酬月額 26万円以下の方	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回 44,400円 ※3>
	課税所得 145万円未満の方※2				
非課税 住民税	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 平成30年7月まで。平成30年8月以降は、上限額がさらに変わります。

※2 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※3 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※4 医療機関や薬局で負担した額について、合算して上限額以上になった場合は、後から払い戻されます。

国民健康保険に加入されている皆さまへ

これまで、国民健康保険の財政運営や、被保険者資格の管理などは市町村単位で行っていましたが、平成30年度から都道府県単位に変更します。この変更で、同一県内で他の市町村に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントが引き継がれます。これによって、上の表にある「多数回(44,400円)」に該当しやすくなるため、被保険者の皆さまの負担額が下がります。

※窓口はこれまでどおり、お住まいの市町村の国保担当です。

お問合せは
ご加入の
保険者まで

ご加入先は、お持ちの被保険者証でご確認ください。

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村(国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

厚生労働省 高額療養費制度

検索



高額療養費制度の
詳しい内容については、
こちらからも確認できます